

入学料免除等について（お知らせ）

入学料の免除等を希望する場合には、下記のとおり手続きを行ってください。
なお、この手続きは現在の制度のものであり、今後法令等の改正により変更になる場合があります。

記

事 項	申 請 手 続 き の 方 法
入学料免除等	<p>※申請書類は入学手続書類と一緒に提出してください。</p> <p>・予算の関係上、免除者は非常に限られていますのでご注意ください。</p> <p>入学料免除及び徴収猶予の選考対象となる場合は次のとおりです。</p> <p>【入学料免除】</p> <p>(1) 経済的理由によって納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合。</p> <p>(2) その他特別な事情があり、免除の申請時に著しく経済的に困難をきたしている場合。</p> <p>【入学料徴収猶予】</p> <p>(1) 経済的理由によって納付期限までに納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合。</p> <p>(2) 入学前1年以内において、学資負担者が死亡し、又は入学する者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、納付期限までに納付が困難であると認められる場合。</p> <p>(3) 学資負担者の失職等やむを得ない事情があり納付期限までに納付が困難であると認められる場合。</p>
授業料免除等	<p>申請の受付は入学後になります。</p> <p>申請については、本学ホームページ(奨学金・修学支援)の授業料免除を参照のうえ、申請書をダウンロードしてください。 https://www.tsukuba.ac.jp/campuslife/support-scholarship/</p> <p>申請書に必要事項を記入し、指定された必要書類を添付のうえ期間内(期間厳守)に対応支援室学生支援・教務に提出してください。</p>
奨学金	<p>入学後、対応支援室学生支援・教務に問い合わせてください。</p> <p>上記の本学ホームページでも案内しております。</p> <p>留学生は、学生部学生交流課に問い合わせてください。</p> <p>https://www.tsukuba.ac.jp/students/international/scholarships.html</p>

入学料免除の収入限度額について

申請に当たっては下表を参考にしてください。

免除の対象となる「収入限度額」は、所得の種類（給与所得・給与所得以外の所得）、世帯の構成、通学形態、奨学金等の事情が考慮されるため一概にはいえませんが、ここでは、世帯の収入が給与所得だけの場合を例とした「収入限度額（源泉徴収票の支払金額）」を下表に示します。

なお、予算上免除実施可能人数が限られているため、基準該当者の人数によっては収入限度額内であっても免除が許可されない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

一部免除対象となる収入限度額の例

（単位：千円）

所得の種類	家族構成	収入限度額	
		修士	博士
給与所得	1人世帯	1,800	1,900
	2人世帯	2,000	2,300
	3人世帯	2,100	2,500
	4人世帯	2,500	2,900

（注1）収入限度額の例は、以下のような家族構成で算出されています。

1人世帯とは、独立生計者：学生（本人・自宅通学）

2人世帯とは、家族構成が{独立生計者：学生(本人・自宅通学)・配偶者}

3人世帯とは、家族構成が{両親・学生(本人・自宅外通学)}

4人世帯とは、家族構成が{両親・学生(本人・自宅外通学)・公立高校生
・(自宅通学)}

（注2）修士には、修士課程・博士前期課程・一貫制博士課程1・2年次生及び専門職学位課程を含みます。（人間総合科学研究科で医学を履修する4年制課程を除く。）

博士とは、一貫制博士課程3年次以上・博士後期課程・3年制博士課程・人間総合科学研究科で医学を履修する4年制課程です。